

白兔まつり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白兔まつり事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市の観光資源である白兔海岸の自然や神話を活かしたイベントの実施に要する経費に対し、補助金を交付することにより、観光客の誘致を図り、もって本市の観光の振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、白兔観光協会とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、白兔まつりとする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する場合以外のすべてに係る場合とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。